

遠野自然葬墓地使用規則

第1条 (定義)

1. 遠野自然葬墓地(以下、本墓地という)は遠野市小友町24地割102番2に宗教法人西来院(以下、乙という)が設置したものをいう。
2. 本墓地で提供されるコースには、千年樹木葬タイプのものとし山自然葬タイプのものがある。
3. 千年樹木葬もしくは山自然葬のコースを申し込んだ者(以下、甲という)及び本墓地を使用する者は、この文書で定める本墓地使用規則(以下、本規則という)を遵守するものとする。

第2条 (目的)

1. 本規則は、本墓地が出来るかぎり自然に無理なく管理が行われ、かつ事業が自然な形で継続することを目的として定めるものとする。

第3条 (事業開始年)

1. 事業開始年は、乙がこれを定める。

第4条 (墓地の設置、規模)

1. 設置面積は5、675平方メートルとする。
2. 申込が増加し、墓地面積が不足するときは、乙は墓地を増設することができる。

第5条 (コース)

1. 千年樹木葬には千年樹木葬P、千年樹木葬S、千年樹木葬A、千年樹木葬Bの4つのコースがある。
2. 山自然葬には山自然葬S、山自然葬A、山自然葬Bの3つのコースがある。
3. その他に、ペット専用コースがある。
4. 千年樹木葬Pコースは1区画600㎡以上、千年樹木葬Sコースは1区画400㎡以上、千年樹木葬Aコースは1区画25㎡以上、千年樹木葬Bコースは1区画16㎡以上、山自然葬Sコースは1区画1㎡以上、山自然葬Aコースは1区画0.5㎡以上それぞれ面積を確保する。
5. 山自然葬Bコースは合葬とする。
6. 甲は割り当てられた区画もしくは合葬墓を永年使用できる。
7. 山自然葬Bコース以外では、甲は割り当てられた区画に2体埋骨できる。但し、乙が許諾したときはそれ以上の埋骨ができる。

第6条 (植栽)

1. 千年樹木葬の各コースでは、割り当てられた区画に乙が準備する樹木を1本植栽

することができる。

2. 里山自然葬では、区画ごとではなく、里山自然葬のコンセプトに沿った形に、乙の裁量で植栽する。

第7条 (ペットの埋骨)

1. 甲が使用申し込みを完了したのち、甲が希望すれば、甲は甲のペットを埋骨できる。
2. ペット用の埋葬区画に合葬で埋骨する場合、甲は乙に永代使用料として1体につき4万円支払う。
3. 甲のコース区画内に埋骨する場合、甲は乙に、永代使用料として、1体につき12万円支払う。
4. 埋骨は、この規則で定める埋骨期間に行うものとする。
5. 乙は、ペット用の区画に、メモリアルツリーを植栽する。
6. 甲が乙に納入した永代使用料は、いかなる理由でも返還しない。

第8条 (使用申込み)

1. 甲は、遠野自然葬墓地使用申込書等、乙が示す方法で使用申し込みを行うことができる。
2. 甲から乙が指定する口座に永代使用料が振り込まれるか、もしくは、それ以外の手段で支払いが完了し、かつその支払い完了を乙が確認した時点で使用申し込みが完了する。
3. 乙は、支払いが完了したことを確認後、速やかに遠野自然葬墓地使用受諾書を甲に送付する。但し、甲が乙に正確な住所及び連絡先を事前に通知しなかった場合はこの限りでない。

第9条 (永代使用料)

1. 甲が乙に支払う使用料は永代使用料として、千年樹木葬 P コース 380 万円以上の時価、千年樹木葬 S コース 280 万円、千年樹木葬 A コース 88 万円、千年樹木葬 B コース 58 万円、里山自然葬 S コース 30 万円、里山自然葬 A コース 25 万円、里山自然葬 B コース 20 万円とする。但し、里山自然葬 B コース以外は、各コース2体目からは12万円とする。
2. 甲は、2体目以降の埋骨の時、埋骨時乙が指定した方法で定められた金額の永代使用料を乙に納入する。
3. 甲が納入した使用料は、いかなる理由があっても返還されない。

第10条 (埋骨の時期)

1. 埋骨の時期は乙の指示により5月から11月まで、もしくは乙が別途定める期間とする。それ以外の期間は乙に無料で預けることができる。

第11条 (墓地の管理及び運営)

1. 墓地の管理及び運営は、乙が永代管理を行うが、善良な契約に基づき、乙は第三

者に管理及び運営を委託することができる。

2. 甲は、乙の許可なく自らの区画内及び墓地に構築物をつくること、もしくは、供養物などを置くことをしてはならない。

第12条 (墓地への埋骨)

1. 甲は埋骨が必要になった時は、乙の指示により、火葬後の遺骨を、埋骨の時期に決められた区画に埋骨する。
2. 甲が2体目以降の埋骨が出来る期間は、申し込みを行った年から30年目までとする。その後は権利を失う。但し、1体目の埋骨はその限りではない。
3. 埋骨時は、乙が立ち会い、埋骨作業を乙が行う。
4. 甲が、埋骨時、葬儀を希望するときは、乙に申し入れ、乙は善意に対応する。
5. 合葬以外では、埋骨のポイントに氏名を刻印した小さな石柱を立て、甲の区画が画然と永代使用できるよう目印とする。
6. 埋骨は、乙が用意した容器に遺骨を入れ埋骨する。容器の素材は木や布などの、自然に還る素材とする。

第13条 (墓地への植栽)

1. 墓地への植栽は、原則として、埋骨完了後、乙が指定した樹種から甲が選択し植栽する。植栽の時期は、乙が指定し、甲は植栽に立ち会うことができる。
2. 植栽した樹木が枯死した時は、乙は、申し込みした年から30年間に限り再度植栽し、その後は自然林とする。
3. 1体目の埋骨が終了していない使用申込み者の区画に対しては、申し込みした年から30年目にあらかじめ植栽をする。
4. 再度植栽する樹種は乙が決める。

第14条 (墓地への立ち入り)

1. 供養そのほかで、甲及びその関係者が墓地に立ち入るときは、安全のため乙の指示により、乙もしくは乙の指定したものの立会いのもとに行う。

第15条 (墓地の管理作業)

1. 墓地の、清掃、草刈り作業などの管理作業は申し込み後30年に限り随時行い、

その後は自然林とする。

2. 乙は、30年後以降においても、里山を守る立場で善意に管理をする。

第16条 (消費税)

1. 乙の行う事業の、永代使用料等の料金表示は全て税抜き価格とする。

第17条 (銀行振込手数料)

1. 銀行振込の際の振込手数料は、甲の負担とする。

第18条 (申し込みの拒否)

1. 乙は、この規則を遵守しないものへの申し込みを拒否することができる。
2. 反社会的勢力に関わるものは申込できないものとする。
3. その他、乙がふさわしくないと判断する理由がある場合、乙は申込を拒否することができる。

第19条 附則

1. この規則は平成26年7月1日から施行する。